

■四ツ谷のげんばから■

「どこから」「いくら」借りているか覚えていません・・・
現場のケースワーカーとしては、こんな場合はどうすればよいのでしょうか？

生活保護課のケースワーカーさんから、お電話をいただきました。

- ・ 最近担当になった A さんの自宅を訪問したら、貸金業者からの請求書を発見。
A さんに請求書のことをたずねると、A さんからは「よく分からない。そう言われれば・・・前に借りたかも・・・」とあいまいな答えが・・・よく覚えていないようだ。
- ・ A さんには確かに借金はあるようだが、「どこから」「いくら」借りているかは不明。
ひょっとしたら請求書の業者以外からも多額の借金があるかも知れない。
- ・ 現場のケースワーカーとしては、こんな場合はどうすればよいのでしょうか。

ご本人の借金について、「借りたこと自体は覚えているが、どこから借りて、どれくらい残っているか分からない。」「(そもそも) 借りたこと自体をよく覚えていない。」という方の債務整理に関する問合せを多く頂きます。

ご本人が自身の債務状況を覚えていない場合でも、「**信用情報機関の情報開示**」という制度があり、内閣総理大臣から指定を受けた信用情報機関(3社)に情報開示を求めることで、ご自身の借入内容や支払状況等という信用情報を確認することができます。信用情報は、クレジット会社等が顧客に融資してよいかを判断するための参考資料として利用されるものであり、債務整理を進めるための資料としても有用です。今後の生活状況から考えて借金の返済は難しいということになれば、自己破産手続きをすることも可能です。

A さんの場合も、後日弁護士に相談し、ご自身の信用情報の開示を受けて、自己破産手続きを進めることになりました。

困ったな、不安だなと思ったとき、まずはお電話ください。ホットラインを通じてお力になれることがあるかもしれません。

＜このお話は実例を参考にしたフィクションです。＞

■ホットラインご利用のご案内■



当事務所では常勤弁護士が福祉・医療関係のお仕事をされている方々に¹電話情報提供サービスを行っています。ご本人を支援する方でお悩み²がありましたら、ぜひご利用ください(ご担当ケースにおけるご本人のお名前等をお話いただく必要はありませんので、まずはお気軽にお問い合わせください)。

➤ ご利用時間帯

平日 10:00～17:00

➤ お問合せ先電話番号

050-3383-0202

➤ よくあるお問合せ

成年後見制度、相続・遺言、債務整理、生活困窮、離婚、賃貸借トラブル、消費者被害、法テラス利用方法など³

¹ ご本人(被支援者様)からの直接のご相談につきましては、法テラス地方事務所にてご予約を承ります。お近くの法テラス地方事務所をお探しの場合は <https://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/> をご参照ください。

² 最終的にはご本人のために、そのお悩みについて解決の道筋をつけることが目的です。支援者様や支援者様が所属する機関・団体の法務につきましては対応できませんので、予めご了承ください。

³ ここに掲げたもの以外のお悩みでも、ご遠慮なくお問い合わせください。

地方事務所一覧

